「(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書」に関する 熊本県環境影響評価審査会意見

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1)対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、他事業者と積極的に情報共有を図り、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2)対象事業実施区域が重複する他の風力発電事業による累積的な影響について、環境影響評価項目として選定すべきものがないか再度検討すること。
- (3) 現時点では、風力発電機等の大型資材の搬出入路等の詳細が未定であるとされているが、詳細を確定した段階において道路拡幅等による環境影響を受けるおそれがあると判断される場合は、各選定項目の調査地点の追加等を検討すること。

「水環境〕

- (1) 水の濁りは、降雨強度及び降雨量による影響を受けることから、事前に調査実施の目安となる条件を明確に設定したうえで、水の濁りの発生が見込まれる際に調査すること。
- (2)対象事業実施区域及びその周辺には地下水や湧水を利用した多数の水源が存在していることから、これらの場所を水質調査地点として設定する必要がないか検討すること。

[動物·植物·生態系]

〈動物〉

(1)対象事業実施区域には、複数の水源地が存在しているが、これらの 環境は水域の生物にとって重要な生息場であることから、両生類や昆 虫類の調査にあたっては、水源地における重点的な確認を行うこと。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

(1) 地域コミュニティの中心となる施設として、集落内の公民館や集会

所を調査地点に選定する必要がないか検討すること。

〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

(1)調査にあたっては、現地での写真撮影、目視調査、聞き取り調査の有無等、具体的な調査内容を整理し、明確にしておくこと。